

4 税制

国債の保有に係る税制は、個人や法人、金融機関、非居住者、外国法人などの保有主体や、その保有する国債の種類に応じて制度が異なります。

国債の大量発行が続く中、国債の円滑かつ確実な消化を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、近年、国債の保有を促進する観点から、国内金融機関、事業法人などのほか、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で利子などを非課税等とする措置が講じられています。

(1) 個人（居住者）及び内国法人

イ 利付国債

利付国債を保有する場合、半年ごとに支払われる利子に対して課税がなされ、利払時に20%（所得税15%＋地方税5%）の源泉徴収が行われます（銀行などの金融機関、金融商品取引業者等及び資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人（金融機関、金融商品取引業者等以外）については、源泉徴収免除制度があります。）。

また、保有主体が法人の場合、保有する国債に係る利子や譲渡益等は益金に算入され、法人税や地方税の法人税割が課されます（源泉徴収が行われた場合は、法人税額から元本の所有期間に対応する額が控除されます。また、公共法人等は非課税となる場合があります。）。

保有主体が個人の場合については、利子は源泉分離課税となりますが、譲渡益は非課税となっています。

さらに、障害者の方などは、国債の利子が非課税になる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の適用が受けられます。

ロ 割引短期国債・政府短期証券

割引短期国債・政府短期証券は、発行時に割引されて発行される割引債であるため、償還時には発行時に払い込んだ購入金額と償還金額の間に差額（償還差益）が発生します。本来は、割引短期国債・政府短期証券などの割引債の償還差益に対して所得税が課税されますが、割引短期国債・政府短期証券は法人のみに保有が限定されているため、発行時において源泉徴収は行われず、法人税及び地方税が課されることとなります。

ハ ストリップス債

ストリップス債（分離元本振替国債、分離利息振替国債）は、法人のみに保有が限定されており、分離元本振替国債及び分離利息振替国債の譲渡益、簿価と償還金支払額又は利息支払額との差額は、法人税及び地方税が課税されます。

(2) 非居住者・外国法人

イ 利付国債

保有する利付国債の利子については、非居住者又は外国法人のいずれの場合も、原則として、税率15%で源泉徴収が行われます。

また、非居住者の居住国若しくは外国法人の所在国と日本の間で租税条約が結ばれており、利子に対する税率が15%より低く設定されている場合には、一定の手続の下、その低い税率で源泉徴収が行われます。

さらに、振替国債の利子については、非課税制度が設けられています（詳細は（3）「国債に関する非居住者等非課税制度」参照）。

ロ 割引短期国債・政府短期証券

割引短期国債・政府短期証券は法人のみに保有が限定されていることから、割引債の償還差益に対する発行時源泉徴収は行われませんが、割引短期国債・政府短期証券の保有はこれまで国内の国債振替決済制度参加者に開設した振替口座に限定されていました。平成16年4月からは、適格外国仲介業者に開設した振替口座により割引短期国債・政府短期証券を保有する場合にも、源泉徴収が免除されることとなりました。また、国内に恒久的施設を有しない外国法人については法人税も非課税となります。

ハ ストリップス債

ストリップス債は法人のみに保有が限定されており、その保有又は譲渡により生ずる所得に対し外国法人にも法人税が課されますが、国内に恒久的施設を有しない外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者に開設した振替口座により保有している場合には、非課税となります。

二 外国金融機関等による債券現先取引

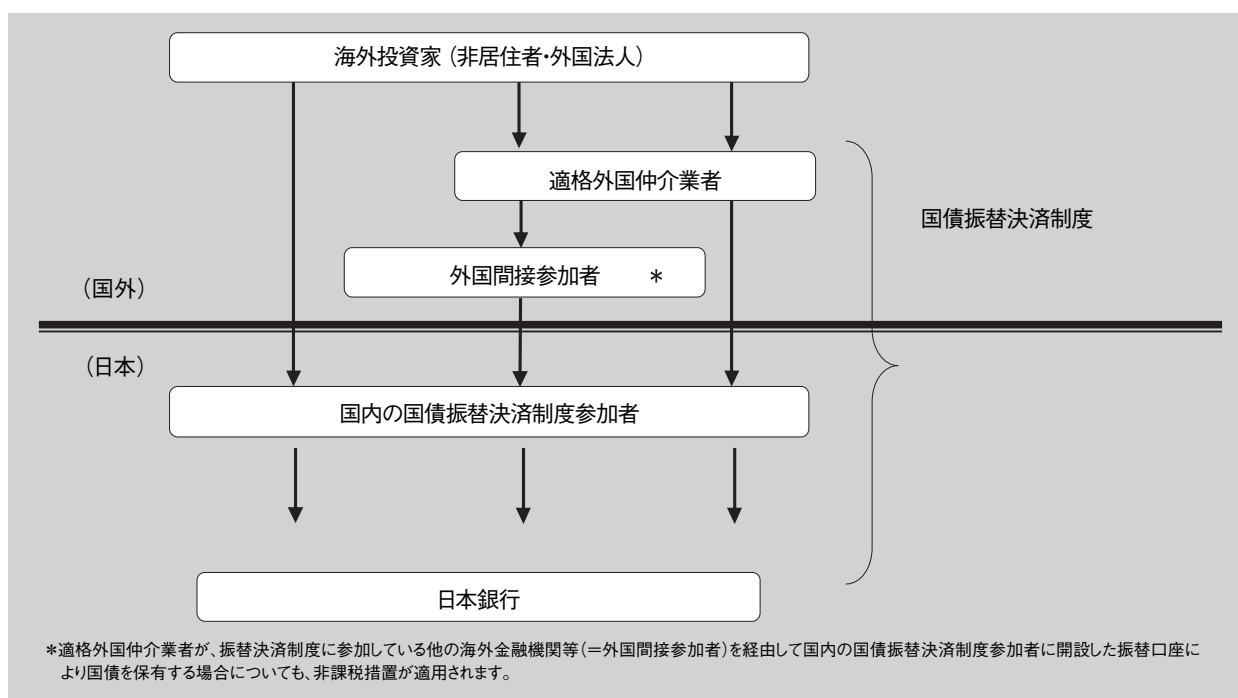
外国金融機関等（銀行業・金融商品取引業又は保険業を営む外国法人、外国中央銀行及び国際機関）が、国内の特定金融機関等（金融機関及び金融商品取引業者等のうち、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の適用対象とされている者並びに日本銀行）との間で行う、国債等の債券現先取引について、一定の要件の下で、特定金融機関等から受け取る貸付金の利子が非課税となります。

(3) 国債に関する非居住者等非課税制度

イ 制度の概要

非居住者・外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者¹に開設した振替口座により保有している国債（振替国債）の利子について、一定の要件を満たしている場合には、その所有期間に対応する利子に対して課される所得税が非課税となるなどの税制上の優遇措置が講じられています。

＜非課税措置の適用のある国債の保有方法のイメージ＞



¹ 適格外国仲介業者（QFI：Qualified Foreign Intermediaries）とは、
・社債等の振替に関する法律に規定する「口座管理機関」の指定を受けており、かつ、
・国債振替決済制度の「外国間接参加者」として日本銀行の承認を受けている者であって、租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有する租税条約を締結している相手国に本店又は主たる事務所を有する者であることなどの要件を満たすものとして日本橋税務署長の承認を受けているグローバル・カストディアンなどの海外金融機関などのことをいいます。

□ 非課税要件等

対象となる国債	利付国債	割引短期国債・政府短期証券	ストリップス債 ^{*1}
非課税の対象	振替国債の利子について、その振替国債の所有期間に対応する金額 ^{*2}	割引短期国債・政府短期証券の償還差益	ストリップス債の保有又は譲渡による所得
対象者 ^{*3}	非居住者 ^{*4} ・外国法人	外国法人	
保有の方法	国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者に開設した振替口座により保有		

*1 分離元本振替国債及び分離利息振替国債をいいます。

*2 所有期間に対応する金額とは、以下のとおりです。

① 所有期間の初日が当該振替国債の利子計算期間の初日以前の場合
当該利子計算期間に対応する利子の額

② 所有期間の初日が当該振替国債の利子計算期間の初日後の場合
当該利子計算期間に対応する利子の額×所有期間日数／当該利子計算期間日数

*3 これらの者が下記の法人格を有しない外国投資信託の受託者である場合を含みます。

*4 非居住者（個人）は割引短期国債・政府短期証券及びストリップス債を保有できません。

法人格を有しない外国投資信託の受託者である非居住者又は外国法人は、その外国投資信託が次の要件を満たすもの（適格外国証券投資信託）である場合に限り、非課税措置が適用されます。

- ① 外国投資信託が（我が国の税法に規定する）証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当すること。
- ② 外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が、国外において、金融商品取引法第2条第3項に規定する勧誘のうち同項第1号に掲げる場合（多数（50名以上）の者を相手として取得の申込みの勧誘を行う場合（適格機関投資家のみを相手方とする場合を除く。））に該当するものに相当するものにより行われ、かつ、外国投資信託の目論見書その他これに類する書類に、これに該当するものに相当するものである旨の記載がなされていること。
- ③ 外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が、国内で行われていないこと。

ハ 手続

A 利付国債

振替国債の利子について非課税の適用を受けるには、以下の書類を

- ・国内の国債振替決済制度参加者から口座の開設を受ける場合には、当該参加者及び日本銀行を経由して、
 - ・適格外国仲介業者から口座の開設を受ける場合には、当該適格外国仲介業者、その上位機関である国内の国債振替決済制度参加者及び日本銀行を経由して、
- 日本橋税務署長に提出する必要があります。

提出書類	提出時期	備考
非課税適用申告書	最初に非課税の適用を受けようとするとき	・提出の際、本人確認書類を提示する必要があります。 ・割引短期国債・政府短期証券、ストリップス債に係る告知書を既に提出している場合は、非課税適用申告書の提出は不要です*。
異動申告書	「非課税適用申告書」の提出後に氏名等又は住所の変更をした場合、その変更日以後最初に利子の支払いを受ける日の前日までに	
所有期間明細書	利子の支払いを受ける日の前日までに	非課税適用申告書を提出した国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者が代りに作成・提出することができます。

* 外国法人が割引短期国債・政府短期証券やストリップス債に係る告知書を既に提出している場合において、当該告知書の提出の際に本人確認を行った国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者の上位機関である国内の国債振替決済制度参加者が、告知書提出者の名称その他の事項を記載した書類を日本橋税務署長に提出したときは、非課税適用申告書が提出されたものとみなされます。

B 割引短期国債・政府短期証券、ストリップス債

割引短期国債・政府短期証券、ストリップス債について非課税の適用を受けるには、以下の書類を国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者を経由してその上位機関である国内の国債振替決済制度参加者に提出する必要があります。

提出書類	提出時期	備考
告知書	最初に振替記載等を受けるとき	・ 提出の際、本人確認書類を提示する必要があります。 ・ 非課税適用申告書を既に提出している場合は、告知書の提出は不要です。 ・ 利付国債に係る異動申告書の提出により、変更に関する書類の提出は不要です。
変更に関する書類	「告知書」の提出後に名称又は住所の変更をした場合、速やかに	

* 今後新たに非課税適用申告書又は告知書を提出しようとする場合には、いずれの場合も下記の非課税適用申告書と告知書の兼用様式を提出してください。

振替国債の利子課税の特例に関する非課税適用申告書 特定振替国債等の振替記録等・償還金等に関する告知書 Notification Form for Book-Entries or Receipt of Redemption Proceeds on a Specified Book-Entry JTB (Article 41-12, paragraph 12 or 18) Special Document for Withholding Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law (Article 3, paragraph 8)		外国投資家用
日本税務課長宛 To: The District Director of Nishimatsushiki Tax Office	〒 年 月 日	
氏名 (注 1) Address of the applicant (State)		
氏名 (注 2) Name of the applicant		
特定振替国債の振替記録等 (注 3) Name of the Specified Foreign Securities Investment Trust (SIT)		
本通知により、1. 下記の特定金融機関等又は適格外国仲介業者から振替記録等を受けている振替記録のいずれにつき振替記録の償還金(注 1)の1及び2項の規定の適用を受けることができ、この対象となります。 2. 下記の特定金融機関等又は適格外国仲介業者から振替記録等を受けている振替記録のいずれにつき償還金の償還を受けることができるものとします。 With this form: 1. We hereby file for recognition based on the Special Taxation Measures Law (Article 41-12, paragraph 1 and the relevant regulations hereunder) each regard to Japanese Government Bonds recorded in an account established in the Bank of Japan Book Entry System through a Substitution or Qualified Foreign Intermediary (QFI) stated as below. 2. We hereby notify as stated above, based on the Special Taxation Measures Law (Article 41-12, paragraph 12 or 18) to the below stated Substitution, QFI or Paying Agent of redemption proceeds or interest.		
特定金融機関等の振替記録等 (注 1) 振替記録等又は振替記録等 (注 2)の振替記録等又は振替記録等 Name and Address of the Substitution, specified foreign branch of the QFI or Paying Agent of Redemption Proceeds or Interest	振替記録等又は振替記録等 (注 3)の振替記録等又は振替記録等 (注 4)の振替記録等 Name and Address of the applicant's tax agent (if any)	特定金融機関等の振替記録等 (注 5) Name of the Specified Foreign Securities Investment Trust (SIT)
備考 (注 6) Remarks (Notes)		

(注 1)	提出をする者が非居住者である場合には、当該非居住者の(日本国外の)住所又は居所を、提出をする者が外国法人である場合には、当該外国法人の(日本国外の)本店又は主たる事務所の所在地、特定金融機関等の振替記録等又は償還金等に関する告知書として利用する場合には、振替特別措置法第 41 条の 12 第 12 項又は第 18 項の規定による告知書とする。現況による告知書として住所又は本店又は主たる事務所を記載する場合は、住所又は本店又は主たる事務所の所在地を記載する。
(注 2)	提出をする者の適格外国証券投資信託(特定金融機関等の振替記録又は償還金等に関する告知書として利用する場合には外国証券投資信託とする。以下同じ。)の登記簿である場合には、適格外国証券投資信託の住所を記載する。登記簿、簿記に住所記載がなされた取扱い場所を記載する。
(注 3)	提出をする者が日本国内に住所又は P.E. (恒久的施設)を有する非居住者である場合には「(住所等)欄」には住所又は P.E. の所在地を、「(償還)欄」に(日本国外の)住所又は居所を記載する。
(注 4)	提出をする者が日本国内に P.E. (恒久的施設)を有する外国法人である場合には「(住所等)欄」には P.E. の所在地を、「(償還)欄」に(日本国外の)外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載する。
(注 5)	特定金融機関等の振替記録等又は償還金等に関する告知書として利用する場合には、特定金融機関等の区分(振替国債、政府短期証券、分離元本振替債又は分離利息振替債)及びその記号を記載すること。
(注 6)	本通知は、平成 18 年 4 月 1 日(以下)の上より改正する(改正後改正前)。 特定金融機関等の振替記録等又は償還金等に関する告知書として利用する場合には、次に掲げる特定金融機関等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。 イ 振替国債、政府短期証券又は分離元本振替債 其の名称及び記号 ロ 分離元本振替債、分離元本振替債等から生じるその利息支払金 ハ 振替国債又は振替債 其の発行者の名称及び種類
(Note 1)	In the case where an applicant is a nonresident individual, the domicile or residence (outside Japan) of the nonresident individual is to be filled in.
(Note 2)	In the case where an applicant is a foreign corporation, the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in.
(Note 3)	In the case where this form is used as Notification Form for book entries or receipt of redemption proceeds (in case of book entry), the proceeds of book entry hereafter the same definition as a specified book-entry JTB as stipulated in Article 41-12, paragraph 12 hereunder referred to as specified book-entry JTB, indicate the address or the residence or the location of the head or main office as of the submission date of the form in accordance with Article 41-12, paragraph 12 or 18.
(Note 4)	In the case where the applicant is the trustee of a Qualified Foreign Securities Investment Trust (Foreign Investment Trust), instead, in the case where this form is used as Notification Form for book entries or receipt of redemption proceeds on a specified book-entry JTB, the name of the Qualified Foreign Securities Investment Trust, in addition, information on the counterparty where the Qualified Foreign Securities Investment Trust is established and publicly offered/marketed is to be filled in "Remarks".
(Note 5)	In the case where an applicant is a nonresident individual which has higher residence or permanent establishment in Japan, the address of higher residence or permanent establishment is to be filled in "Address of the applicant", and the domicile or residence (outside Japan) of the nonresident individual is to be filled in "Remarks".
(Note 6)	In the case where an applicant is a foreign corporation which has a permanent establishment in Japan, the address of its permanent establishment is to be filled in "Address of the applicant", and the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in "Remarks". In the case where this form is used as Notification Form for book entries or receipt of redemption proceeds on a specified book-entry JTB, indicate information to specify according to the specified book-entry JTB classification as follows: A Treasury Bills, Floating Bills, Principal portion of Separately Traded Registered Interest and Principal Security (STRIPS): The name and code of the JTB. B For the interest portion of STRIPS: The times that specify to the effect that it is the coupon portion and the interest payment date. C Short-term debenture and Short-term foreign bond: The name of the issuer and the type of bond.

(4) 外国金融機関等による債券現先取引に係る利子非課税制度

イ 非課税要件等

非課税の対象	外国金融機関等 ^{*1} が、特定金融機関等 ^{*2} の間で行う国債等の債券の買戻又は売戻条件付売買取引(債券現先取引 ^{*3})に係る特定利子 ^{*4}
対象者	外国金融機関等

*1 外国金融機関等とは、以下に掲げる外国法人をいいます。

- ① 外国の法令に準拠して、当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人(国内取引者の特定の関連会社である場合等を除きます。)*
- ② 外国中央銀行
- ③ 国際間の取極に基づき設立された国際機関

特定利子の支払いを受ける外国金融機関等のうち上記①の外国法人が、以下の①から③のいずれかの外国法人に該当する場合には、本非課税措置は適用されません(これらに該当するかどうかの判定は、当該外国金融機関等が非課税適用申告書の提出をしようとする日及び当該非課税適用申告書の提出後特定利子の支払いを受けるべき日の前日の属する事業年度の直前の事業年度終了時の現況により行われます。)

- ① 特定利子を支払う特定金融機関等の国外支配株主等に該当する外国法人(租税条約締約国の法人を除きます。)
- ② 居住者・内国法人に係る特定外国子会社等に該当する外国法人
- ③ 本店所在地において債券現先取引に係る特定利子について外国の法令による法人税に相当する税が課されない外国法人(特定利子が本店所在地国以外の国の営業所等において行う事業に帰せられるもので、当該国で課税される場合を除きます。)

*2 特定金融機関等とは、以下に掲げる国内金融機関をいいます。

- ① 租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関及び同条第2項に規定する金融商品取引業者等で金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第2条第2項に規定する金融機関等に該当する法人(国内に営業所等を有する法人に限りません。)
- ② 日本銀行

*3 債券現先取引についての要件などは、次のとおりです。

- ① 取引要件
 - ・ 債券の譲渡の日又は購入の日からその債券の買戻しの日又は売戻しの日までの期間が6月を超えないこと
 - ・ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第3条に規定する一括清算の約定をしていること
 - ・ 債券現先取引に係る債券の当該取引の約定をした日における価額が当該取引につき約定をした価格以上であること
- ② 対象債券
 - ・ 社債等の償還に関する法律第88条に規定する振替国債
 - ・ 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
 - ・ 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
 - ・ 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券

4 特定利子とは、債券現先取引により特定金融機関等から支払いを受ける貸付金の利子のことをいいます(その利子が租税特別措置法第7条の規定により所得税が非課税とされるものは除きます。)
なお、この貸付金の利子が外国金融機関等の国内において行う事業に帰せられるものである場合には、この非課税措置の適用はありません。

□ 手続

非課税の適用を受けるには、以下の書類を特定利子の支払いをする特定金融機関等を経由してその特定利子の支払いの事務を行う当該特定金融機関等の納税地（所得税法第18条第2項の指定があった場合には、その指定された納税地）の所轄税務署長に提出する必要があります。

提出書類	提出時期	備考
非課税適用申告書	最初に特定利子の支払いを受ける日の前日までに	提出の際、本人確認書類を提示する必要があります。
変更申告書	「非課税適用申告書」の提出後に名称又は本店等の所在地の変更をした場合、その変更日以後最初に特定利子の支払いを受ける日の前日までに	

(5) 非課税制度における本人確認書類

(3)・(4)の非課税の適用を受ける際に必要となる手続きにおいて、本人確認書類は、次に掲げるいずれかの書類です。

非居住者（個人）

- ・外国人登録証明書、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書

外国法人

- ・登記事項証明書
- ・印鑑証明書

非居住者（個人）・外国法人共通

- ・国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書
- ・社会保険料の領収証書
- ・官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの

*1 これらの書類は提示日前6月以内に作成・交付等されたものに限りです。

以下は、振替国債の利子、割引短期国債・政府短期証券、ストリップス債の非課税制度に関する注意事項です。

- *2 適格外国証券投資信託（割引短期国債・政府短期証券及びストリップス債の場合は外国投資信託。以下同じ。）の受託者の場合には、これらの書類及びその受託をした適格外国証券投資信託の目論見書又はこれに類する書類となります。
- *3 当該非居住者・外国法人の氏名等（適格外国証券投資信託の受託者の場合は、受託者の氏名等及び受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所等の記載のあるものに限りです。
- *4 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者と振替記載等に関する委任契約を締結している場合は、その委任契約に係る委任状又は契約書で非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地若しくは居所地又は国外にある本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものの写しも本人確認書類とすることができます。